

## 大阪府と立命館大学との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と立命館大学（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 地域活性化に関すること。
- （2） 教育・研究、文化振興に関すること。
- （3） 子ども・福祉に関すること。
- （4） 食と農に関すること。
- （5） 健康に関すること。
- （6） 企業振興に関すること。
- （7） 人材育成に関すること。
- （8） 防災・防犯に関すること。
- （9） 府政情報の発信に関すること。
- （10） 前各号のほか、この協定の目的の達成のために必要とされること。

2 甲と乙は、この協定の実施に関して定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議のうえ、必要に応じて書面により合意するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了日までに、甲又は乙のいずれかから書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかから、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、有効期間中であってもこの協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月11日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事 （ 自 署 ）

乙：京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地

立命館大学  
学長 （ 自 署 ）